

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和3年7月19日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市規則第53号

### 浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、重度訪問介護利用対象者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築することができるまでの間において、重度訪問介護利用対象者に対して修学に必要な身体介護等を提供することにより、重度訪問介護利用対象者の社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護利用対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の利用の対象となる者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 大学等修学支援事業 重度訪問介護利用対象者が大学等において修学するに当たり必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業をいう。ただし、次に掲げる支援は、事業の対象としない。
  - ア 重度訪問介護の対象となる支援
  - イ 大学等において構築された支援体制により提供される支援
  - ウ 大学等からの帰宅途中における余暇活動等の修学に関わらない活動への支援
  - エ その他支援の対象とすることが適当でないと市長が認める活動への支援
- (4) 障がい者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。

(対象者)

**第3条** 大学等修学支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者（本市から市外の特設施設（法第19条第3項（法附則第18条第2項の規定による読替え後の法第19条第3項の規定を含む。）に規定する特設施設をいう。以下同じ。）に入所した者であって、市長が認めるものを含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市外から本市の特設施設に入所している者を除く。

- (1) 重度訪問介護利用対象者であること。
- (2) 大学等に在籍していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 大学等への入学後に停学その他の処分を受けている者
- (2) 大学等への入学後に病気、留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく、前年度に修得した単位数が無いこと又は極めて少ないことその他の学修の意欲に欠けると認められる者

(大学等の要件)

**第4条** 大学等修学支援事業の対象となる大学等は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う組織及び障がいのある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要する重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められていること。

(利用の申請)

**第5条** 大学等修学支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類

- (2) 浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用計画書（別記第2号様式）
- (3) 浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業承諾書（別記第3号様式）
- (4) 申請者が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分とする。）のもの）

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の課税状況について市が保有する情報により確認することに同意した者については、同項第4号の書類の添付は要しない。

（利用の決定等）

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用決定・却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対しては、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用者証（別記第5号様式。以下「利用者証」という。）を併せて交付するものとする。

2 前項前段の規定により決定した大学等修学支援事業の利用期間は、利用を開始する日から利用を開始する日の属する年度の3月末日又は当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のうち、いずれか早い日までとする。

（大学等修学支援事業の利用）

**第7条** 利用者は、第14条の規定により指定の決定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）との間で、大学等修学支援事業の利用についての契約を締結した上で、利用者証を提示することにより、大学等修学支援事業を利用することができる。

（利用助成金の支給）

**第8条** 市長は、前条の規定により大学等修学支援事業を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる支給額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

2 利用者が指定事業者から大学等修学支援事業を受けたときは、市長は、当該利用者が当該指定事業者を支払うべき当該大学等修学支援事業に要した費用について、利用助成金として支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し利用助成金の支給があったものとみなす。

(申請事項の変更の届出)

**第9条** 利用者は、第5条第1項の規定により申請をした内容に変更が生じたときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用申請事項変更届出書（別記第6号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(辞退の届出)

**第10条** 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業辞退届出書（別記第7号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 大学等修学支援事業の利用を辞退するとき。
- (2) 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条第2項第1号に該当することとなったとき。

(利用決定の取消し及び利用助成金の返還)

**第11条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項に掲げる要件に該当することとなったとき。
- (3) この規則の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用決定取消通知書（別記第8号様式）により、当該利用者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該

取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(事業者の要件)

**第12条** 大学等修学支援事業を行う事業者としての指定を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 重度訪問介護を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。
- (2) 利用者に対し、法第5条第2項に規定する居宅介護又は重度訪問介護を提供した実績がある等、当該利用者の身体の状況及び当該利用者への適切な支援方法について熟知していること。
- (3) 大学等に、利用者の身体の状況、利用者への適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における第4条第2号に規定する支援体制の構築に協力することができること。

2 大学等修学支援事業を行う事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保しなければならない。

(指定の申請)

**第13条** 前条第1項に規定する指定を受けようとする事業者は、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書
- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定等)

**第14条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学

支援事業事業者指定決定・却下通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定申請事項の変更の届出）

**第15条** 指定事業者は、第13条の規定により申請をした内容に変更が生じたときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定申請事項変更届出書（別記第11号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定辞退の届出）

**第16条** 指定事業者は、当該指定を辞退するときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定辞退届（別記第12号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定決定の取消し及び利用助成金の返還）

**第17条** 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 第12条第2項に規定する運営体制を確保することができなくなったとき。
- (3) この規則の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定の決定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 大学等修学支援事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の決定を取り消したときは、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定決定取消通知書（別記第13号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（支援者の基準）

**第18条** 大学等修学支援事業の提供に従事する者（以下「支援者」という。）は、重度訪問介護に従事することができる者でなければならない。

2 支援者は、大学等修学支援事業の提供に従事する際には、大学等の指示に

従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、利用者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(大学等修学支援事業の記録等)

**第19条** 指定事業者は、利用者に対して大学等修学支援事業を行ったときは、当該大学等修学支援事業の提供日、内容その他必要な事項を、大学等修学支援事業を行った都度記録しなければならない。

2 前項の記録は、第6条第2項に規定する利用期間の末日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事故等の対応及び報告)

**第20条** 支援者は、現に大学等修学支援事業を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに利用者の家族、大学等、市長等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(補則)

**第21条** この規則に定めるもののほか、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



別表（第8条第1項）

利用助成金

| 基準額        | 支給額               |           |
|------------|-------------------|-----------|
|            | 市民税課税世帯者          | 市民税非課税世帯者 |
| 30分当たり800円 | 基準額の100分の90に相当する額 | 基準額に相当する額 |

注

- 1 この表において「市民税課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当する利用者をいう。
- 2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当する利用者をいう。

別 記

第1号様式（第5条第1項）

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業を利用したいので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|             |           |   |               |
|-------------|-----------|---|---------------|
| 申 請 者       | フリガナ      |   | 生 年 月 日       |
|             | 氏 名       |   | 年 月 日<br>( 歳) |
|             | 住 所       |   |               |
|             | 連絡先電話番号   |   |               |
|             | 緊急時電話番号   |   |               |
|             | ファクシミリ番号  |   |               |
|             | 電子メールアドレス |   |               |
| 認定を受けている障がい | 身 体 障 が い | 身体障害者手帳<br>等級（1・2・3・4・5・6）<br>種類（視覚障がい・聴覚障がい・音声言語障がい・肢体不自由・内部障がい）         |               |
|             | 知 的 障 が い | (1) 療育手帳（㊦の1・㊦の2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2）<br>(2) その他（診断書・判定・その他）                  |               |
|             | 精 神 障 が い | (1) 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3）<br>(2) その他（自立支援医療（精神通院）受給者証・年金証書（精神を事由）・診断書・その他（）） |               |
|             | 難 病 患 者   | 疾病名   |               |
| 修学する大学等     | 名 称       |   |               |
|             | 所 在 地     |   |               |
|             | 入 学 年 月 日 |   |               |
| 希望する事業者     | 名 称       |   |               |
|             | 所 在 地     |   |               |
|             | 連絡先電話番号   |   |               |

同意書

この申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 市町村民税の課税状況について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 市が、修学している大学等に対し、前年度の履修状況（履修科目及び修得単位数）を確認すること。
- 3 利用助成金に係る請求及び受領の権限を、当該大学等修学支援事業を行った事業者に委任すること。

(自署)

氏名 \_\_\_\_\_

|    |  |     |  |
|----|--|-----|--|
| 氏名 |  | 修学先 |  |
|----|--|-----|--|

|               |        |          |
|---------------|--------|----------|
| 【修学に必要な支援の内容】 | 修学支援   | 年間利用予定時間 |
|               | (通学支援) | 時間<br>時間 |

|       | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 | 月間利用予定時間 |    |
|-------|---|---|---|---|---|---|-----|----------|----|
|       |   |   |   |   |   |   |     | 4月       | 時間 |
| 6:00  |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 8:00  |   |   |   |   |   |   |     | 5月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
| 10:00 |   |   |   |   |   |   |     | 6月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 12:00 |   |   |   |   |   |   |     | 7月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
| 14:00 |   |   |   |   |   |   |     | 8月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 16:00 |   |   |   |   |   |   |     | 9月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
| 18:00 |   |   |   |   |   |   |     | 10月      | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 20:00 |   |   |   |   |   |   |     | 11月      | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
| 22:00 |   |   |   |   |   |   |     | 12月      | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 0:00  |   |   |   |   |   |   |     | 1月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |
| 2:00  |   |   |   |   |   |   |     | 2月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 通学支援     | 時間 |
| 4:00  |   |   |   |   |   |   |     | 3月       | 時間 |
|       |   |   |   |   |   |   |     | 学内支援     | 時間 |

|    |  |
|----|--|
| 備考 |  |
|----|--|

第3号様式（第5条第1項第3号）

年度 浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業承諾書

（宛先）浦安市長

|   |  |
|---|--|
| <p>浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の利用を希望する学生より依頼がありました、支援者の受入れを承諾します。</p> <p>また、入学している学生については、併せて、以下のことを証明します。</p>  |  |
| <p>対象学生は、</p> <p>1 入学後に停学その他の処分を受けていない。</p> <p>2 学修の意欲があり、やむを得ない事由による場合を除き、単位を適切に修得している。</p> <p style="text-align: center;">年            月            日</p> <p>学校名<br/>代表者又は代理人</p> |  |
| 対象の学生の氏名  |  |
| 入学（予定）日   |  |
| 卒業予定日   |  |

|                                    |
|------------------------------------|
| 障がいのある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う組織の名称 |
|                                    |
| 障がいのある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口の名称        |
|                                    |

|          |    |  |           |  |
|----------|----|--|-----------|--|
| 学校連絡先    | 電話 |  | 電子メールアドレス |  |
| 相談窓口等連絡先 | 電話 |  | 電子メールアドレス |  |

備考 本書と併せて以下の書類を御提出ください。

なお、書式は問いません。

- 障がいのある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う組織について、運営規程等の活動内容が具体的に分かるもの
- 常時介護を要する重度の障がいのある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められていることが分かるもの
- 対象の学生が前年度から継続して本事業を利用している場合は、前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、その過去1年間の進捗状況が分かるもの

第4号様式（第6条第1項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった大学等修学支援事業の利用について、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第6条第1項の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決定

|           |       |      |      |
|-----------|-------|------|------|
| 利用者番号     |       |      |      |
| 利用者氏名     |       |      |      |
| 大学等の名称    |       |      |      |
| 指定事業者     |       |      |      |
| 有効期間      | から まで |      |      |
| 利用者負担上限月額 | 円     | 利用時間 | 時間/月 |

2 却下

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条第1項）

| 浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用者証   |               |        |
|---|---------------|--------|
| 利用者   | 利用者番号         |        |
|   | フリガナ          |        |
|   | 氏名            |        |
|   | 生年月日          |        |
|   | 住所            |        |
| 修学する大学等   |               |        |
| 指定事業者   |               |        |
| 決定内容  | 利用時間          | 時間 / 月 |
|   | 利用者負担<br>上限月額 | 円      |
|   | 有効期間          | から まで  |
| 備考  |               |        |
| <p>上記のとおり決定したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p> |               |        |

第6号様式(第9条)

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所  
届出人 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業の利用について、次のとおり変更が生じたので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第9条の規定により届け出ます。

|                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| 利 用 者           | 氏 名 |       |
|                 | 住 所 |       |
| 変更のあった<br>事 項   | 新   |       |
|                 | 旧   |       |
| 上記の変更が<br>発生した日 |     | 年 月 日 |



第7号様式 (第10条)

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業辞退届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所  
届出人 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業の利用について、次のとおり辞退するので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第10条の規定により届け出ます。

|           |  |       |
|-----------|--|-------|
| 利用者       | 氏 名  |       |
|           | 住 所  |       |
| 辞 退 の 理 由 | 1 障がい者が市外へ転出した。<br>(転出先住所 )<br>2 障がい者が死亡した。<br>3 その他 ( ) |       |
| 辞 退 年 月 日 |  | 年 月 日 |

第8号様式（第11条第2項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業利用決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業について、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第11条第1項の規定により、下記の理由により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式 (第13条)

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

大学等修学支援事業を行う事業者としての指定を受けたいので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第13条の規定により、次のとおり申請します。

|      |  |    |  |        |  |
|------|--|----|--|--------|--|
| 事業者  | フリガナ   |    |  |        |  |
|      | 名 称  |    |  |        |  |
|      | 主たる事務所の所在地   |    |  |        |  |
|      | 電話番号   |    |  |        |  |
|      | 代表者の職名及び氏名   | 職名 |  | フリガナ氏名 |  |
| 事業所  | 名 称  |    |  |        |  |
|      | 所 在 地  |    |  |        |  |
|      | 電話番号   |    |  |        |  |
|      | 管理者の職名及び氏名   | 職名 |  | フリガナ氏名 |  |
|      | 営業日  |    |  | 営業時間   |  |
| 添付書類 | (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書<br>(2) 事業所の管理者の履歴書<br>(3) 事業計画書<br>(4) 収支予算書<br>(5) 事業所の職員名簿 |    |  |        |  |

第10号様式（第14条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった大学等修学支援事業を行う事業者としての指定について、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第14条の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決定

|     |            |  |
|-----|------------|--|
| 事業者 | 名称         |  |
|     | 主たる事務所の所在地 |  |
| 事業所 | 名称         |  |
|     | 所在地        |  |

2 却下

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第15条）

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業を行う事業者としての指定について、次のとおり変更が生じたので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第15条の規定により届け出ます。

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| 事業者         | 名称         |       |
|             | 主たる事務所の所在地 |       |
| 変更のあった事項    | 新          |       |
|             | 旧          |       |
| 上記の変更が発生した日 |            | 年 月 日 |

注 変更の内容が分かる書類を添付してください。

第12号様式（第16条）

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定辞退届

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業を行う事業者としての指定について、次のとおり辞退するので、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第16条の規定により届け出ます。

|       |            |  |
|-------|------------|--|
| 事業者   | 名称         |  |
|       | 主たる事務所の所在地 |  |
| 辞退の理由 |            |  |
| 辞退年月日 | 年 月 日      |  |

第13号様式（第17条第2項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業事業者指定決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった大学等修学支援事業を行う事業者としての指定について、浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則第17条第1項の規定により、次のとおり取消しをしたので、同条第2項の規定により通知します。

|       |            |  |
|-------|------------|--|
| 事業者   | 名 称        |  |
|       | 主たる事務所の所在地 |  |
| 事業所   | 名 称        |  |
|       | 所在地        |  |
| 取消年月日 | 年 月 日      |  |
| 取消理由  |            |  |

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。